

「特定信書便事業の業務範囲の見直し等の方向性」に対する意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方（案）

平成 26 年 12 月 4 日  
情 報 通 信 審 議 会  
郵 政 政 策 部 会

「特定信書便事業の業務範囲の見直し等の方向性」に対する意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：平成 26 年 10 月 8 日（水）から 11 月 6 日（木）まで

提出された意見の件数：7 件

番号	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p>本件方向性は、重量については、「将来、必要に応じ」1号役務の範囲への追加を検討するとしています。</p> <p>しかし、他方で同方向性は、3号役務の料金の基準を800円超に引き下げるとしています。</p> <p>ところが、現在1キログラム超2キログラム以内の定形外郵便物の料金は、870円となっています。このため、重量についての1号役務の範囲の拡大を見送っても、3号役務の範囲の拡大により、1キログラム超の信書便については、特定信書便事業者であっても、一般信書便事業者と同等のサービスを提供できることになってしまうと思います。</p> <p>したがって、レターパックの収入全体に占める割合が分からないのではっきりとはいえませんが、重量についての1号役務の範囲の拡大の実施時期を決定するに当たっては、前記のような制度の齟齬が生じないように配慮するべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	<p>1号役務と3号役務とでは、業務範囲を画定するための要素が異なるため、対象となる信書便物を完全に一致させることは困難です。</p> <p>特定信書便事業は、クリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲内において、創意工夫を凝らした高い付加価値を有する役務を提供する事業として設けられたものであることから、重量について、将来、必要に応じ1号役務の範囲への追加を検討する場合にも、このことを前提として検討することが必要であると考えています。</p>
2	<p>全国郵便局長会は、従前より、政府に対して、郵便局ネットワークの維持に向けて必要な措置を講じていただくことを要望している。郵便局ネットワークを維持するためには、郵便のユニバーサルサービスが、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されることが必要と考えている。</p> <p>今回提示された特定信書便事業の業務範囲の見直し案では、その範囲を一部拡大しているが、特定信書便事業者によるクリームスキミングの余地が拡大することにより、郵便のユニバーサルサービスの確保に支障が生じることのないようにしていただきたい。</p> <p>また、政府には、特定信書便事業の領域を拡大するだけでなく、郵便の利用促進や郵便のユニバーサルサービスの維持に資するような環境整備を進めていただきたい。</p>	<p>特定信書便事業は、クリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲内において、創意工夫を凝らした高い付加価値を有する役務を提供する事業として設けられたものであることから、業務範囲の見直しは、このことを前提として検討することが必要であると考えています。今回の見直し等の方向性で新たに特定信書便事業の業務範囲に追加することとしている範囲は、この範囲に相当する郵便物から得られている郵便収入の割合を勘案した結果、クリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサ</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p style="text-align: center;">《全国郵便局長会》</p>	<p>ルサービスの提供確保に支障がない範囲であると判断したものです。</p> <p>また、今回の見直し等の方向性には、郵便・信書便市場の活性化に資する措置として、郵便料金の届出手続の緩和を盛り込んでいます。当部会では、御要望も踏まえつつ、引き続き、平成 27 年 7 月日途の最終答申に向けて、郵便を含む郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の在り方について審議を進めていく予定です。当部会としては、総務省に対しても、御要望を踏まえて、郵便の利用促進や郵便のユニバーサルサービスの維持に資するような環境整備を進めることを期待しています。</p>
3	<p>この度は、「特定信書便事業の業務範囲の見直し等の方向性」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。つきましては、弊社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいよろしくお願い申し上げます。</p> <p>1. 郵便のユニバーサルサービスに与える影響</p> <p>郵便事業は、国民の生活インフラとして、なるべく安い料金であまねく公平にサービスを提供しており、具体的には、郵便差出箱の設置、郵便局の設置、全国均一料金でなるべく安い水準、週 6 日原則 1 日 1 回の配達、原則 3 日以内の送達、全国あまねく戸別（あて所）配達といった、法令で定められたユニバーサルサービスの水準の維持に努めております。</p> <p>特定信書便事業の業務範囲の在り方に関しましては、従来、参入事業者によるクリームスキミングの余地が拡大することにより郵便のユニバーサルサービスの確保に影響が及ぶことのないようにしていただくことを要望しております。</p> <p>この度、1 号役務及び 3 号役務の見直し案が具体的に提示されましたが、弊社といたしましては、これらの見直しが弊社の経営に与える影響につきまして、次のとおり考えております。</p>	<p>1. 郵便のユニバーサルサービスに与える影響に係る意見について</p> <p>(1) 1 号役務の拡大による影響について</p> <p>今回の 1 号役務の範囲の拡大については、信書便法施行後 11 年が経過し、現行の 1 号役務の範囲における取扱通数・売上高が一貫して増加していることや特定信書便事業者からより小さいサイズの信書便物を扱うことへの具体的要望が示されているという事情を踏まえて検討を行ったものです。</p> <p>また、我が国における信書の送達に関する制度は、ユニバーサルサービスの確保と競争促進による利用者の選択の機会の拡大の両立を図ることを基本的な考え方としており、これを実現するため、日本郵便株式会社に対してユニバーサルサービスの提供主体としての必要な規律を課す一方で、ユニバーサルサービスの提供主体ではない信書便事業者に対しては、クリームスキミングによる弊害を回避するとともに、憲法で保障された信書の秘密を保護するための必要最小限</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>(1) 1号役務の拡大による影響</p> <p>まず、1号役務につきましては、そもそも郵便のユニバーサルサービスと重複しない範囲で特定信書便の参入を認めるという考え方で現行の基準が設定されているところ、今回の見直し案では、何ら事情変更がないにもかかわらず、郵便のユニバーサルサービスの確保に支障が生じなければよいとの考え方に変更されていること、また、今回の見直しにより三辺計 73cm 超 90cm 以下の部分について新たに競合が発生するにもかかわらず、特定信書便事業者は、地域を限定した事業展開や個別の顧客との相対料金の設定が引き続き可能であるなど、競争上のイコールフットINGが確保されないまま規制が緩和されることについて、その趣旨を明確にご説明いただくべきと考えます。</p> <p>なお、1号役務の範囲については、総務省の当時の説明においても、「大きさ 90cm 超、重量 4 kg 超の信書便物を送達する役務については、・・・日本郵政公社の提供する業務とも競合しないことから、これを特定信書便役務として定義するものである。」と説明されていたと承知しております。</p> <p>さらに、1号役務の拡大による影響について、現在の三辺計 73cm 超の郵便物の収入額に基づいて影響額を 19 億円と推計されていますが、三辺計 90 cm超とする現行基準の下でも一部行われているように、基準を最低限満たす大きさの封筒に基準より小さいサイズの信書を封入したものを引き受けるというサービスが提供されているところ、基準が三辺計 73cm 超まで緩和されると、かかるサービスの提供が更に拡大することが考えられること、また、三辺計 73cm 超の宅配便やメール便といった荷物の内容品として、特定の受取人宛てのダイレクトメールなどの信書を同封することが可能となることを考慮すると、影響額は 19 億円にとどまらない可能性もあります。</p> <p>(2) 3号役務の拡大による影響</p> <p>3号役務につきましては、その対象は、電報類似サービスや高セキュリティの配送サービスなどの高付加価値のサービスです。したがって、弊社としても将来的に成長する可能性のある分野と考えていますが、1号役務と同様、特定信書便事業者は、地域を限定した事業展開や個別の顧客との相対料金の設定が引き続き</p>	<p>の規律を課した上で参入を認めることとしています。このうち、特定信書便事業は、地域を限定した事業展開や個別の顧客との相対料金の設定等のクリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲内において、創意工夫を凝らした高い付加価値を有する役務を提供する事業として設けられたものであることから、日本郵便株式会社と信書便事業者との間の競争条件を完全に一致させることは前提としていません。</p> <p>今回の見直し等の方向性で新たに1号役務の範囲に追加することとしている範囲は、この範囲に相当する郵便物から得られている郵便収入の割合を勘案した結果、クリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲であると判断したものであり、参入事業者がこれまで郵便では提供されていないような新たなサービスを提供することにより、新規需要が創出され、この範囲において市場全体の拡大も期待できると考えています。</p> <p>なお、影響額の御指摘に関しては、信書便事業者の団体からは、業務範囲が拡大された場合には、これまで郵便では提供されていないような創意工夫を凝らしたサービスの開発に取り組み、新たな需要の掘り起こしに取り組んでいきたいとの考え方が表明されているところであり、このような取組を後押しすることにより、単なる郵便から特定信書便への移行ではなく、市場全体の拡大を図ることが重要であると考えています。</p> <p>(2) 3号役務の拡大による影響について 我が国における信書の送達に関する制度は、ユニバーサル</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>可能であるなど、競争上のイコールフットイングが確保されないまま規制が緩和されることについては、その趣旨を明確にご説明いただくべきと考えます。</p> <p>2. 郵便のユニバーサルサービス維持に向けた要望</p> <p>今後、特定信書便事業の業務範囲が拡大された場合、弊社が安定的な経営の下で郵便のユニバーサルサービスの水準を維持するためには、より一層の経営努力が必要となりますが、近年、郵便物の減少に歯止めがかからない経営環境の下（2007年度以降の年平均▲2.8%減）、非常に厳しい経営状況が続いており、安定的な経営の確保には大きな困難が伴うものと考えます。また、郵便事業の経営は、郵便をご利用いただくお客さまを始めとする様々なステークホルダーの皆様のご負担・ご協力の上に成り立っているものであり、影響額によっては、郵便料金などのご負担の増加をお願いしなければならない可能性も否定できません。</p> <p>政府におかれましては、このような事情を十分ご理解いただいた上で、全体的に縮小傾向にある郵便・信書便市場の活性化を図るためにも、特定信書便事業の領域を拡大するのみならず、郵便の利用促進にも寄与するような施策を打ち出さしていただくとともに、郵便のユニバーサルサービスの維持及び郵便・信書便市場全体の発展に資するような環境整備を是非とも進めていただきたく、具体的には、例えば、次のような事項についてご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>(1) 効率的な集配体制構築のための環境整備</p> <p>郵便物が減少する中、弊社としてはユニバーサルサービスの確保を図るため、ゆうパック、ゆうパケット、ゆうメール等も含めて、取扱いの拡大を図っているところですが、景気の回復に加え、東京オリンピックに向けての需要の高まりによって、集配作業を行うドライバー等の労働力が不足する中、弊社においても、効率的な集配体制の構築が喫緊の課題となっています。</p> <p>集配作業の効率化を進めるためには、無駄な作業を省き、業務量に応じた要員配置を行うことが重要ですが、例えば、住宅地においては、配達先不在に伴う持戻り・再配達に要するコストが大きなものとなっており、都市部においては、配達・集荷先に近い場所に駐車スペースが確保できず、移動等に要する時間が大き</p>	<p>サービスの確保と競争促進による利用者の選択の機会の拡大の両立を図ることを基本的な考え方としており、これを実現するため、日本郵便株式会社に対してユニバーサルサービスの提供主体としての必要な規律を課す一方で、ユニバーサルサービスの提供主体ではない信書便事業者に対しては、クリームスキミングによる弊害を回避するとともに、憲法で保障された信書の秘密を保護するための必要最小限の規律を課した上で参入を認めることとしています。このうち、特定信書便事業は、地域を限定した事業展開や個別の顧客との相対料金の設定等のクリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲内において、創意工夫を凝らした高い付加価値を有する役務を提供する事業として設けられたものであることから、日本郵便株式会社と信書便事業者との間の競争条件を完全に一致させることは前提としていません。</p> <p>現在においても、既に3号役務の範囲となっている1,000円超の信書便物については、郵便で提供されている1,000円超のサービスと重複しているものの、特定信書便事業者にのみ、地域を限定した事業展開や個別の顧客との相対料金の設定が認められているところです。</p> <p>今回、新たに3号役務の範囲に追加することとしている範囲は、この範囲に相当する郵便物から得られている郵便収入の割合を勘案した結果、クリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲であると判断したものであり、参入事業者がこれまで郵便では提供されていないような新たなサービスを提供することにより、新規需要が創出され、この範囲において市場全体の拡大も期待できると考えています。</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>くなっています。また、お客さまのニーズに合わせた配達・集荷を行うために、特定の時間に業務が集中することが多く、必要な時に必要な労働力を柔軟に確保できる仕組みが必要となっています。</p> <p>弊社といたしましても、現在、郵便物・荷物を受け取るための大型の郵便受箱や各種宅配ボックス・受取用ロッカー等の設置の促進、地域の実情に応じた配達方法の工夫、派遣社員の活用など、集配作業の効率化に向けた措置を講じているところですが、政府におかれましても、こうした取組についてのご支援・環境整備をお願いいたします。</p> <p>(2) ユニバーサルサービス提供に必要なネットワーク整備等に対する支援措置</p> <p>郵便のユニバーサルサービスを安定的に提供するため、弊社ではサービス提供に必要な施設等のネットワーク整備を進めていますが、政府におかれましては、ユニバーサルサービスの効率的な提供のために最適な場所に新たな施設を設置する場合には、用途地域の制限などの条件の例外を認めていただくなど、こうしたネットワーク整備等に対する支援をお願いいたします。</p> <p>また、弊社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、平成 27 年度を期限として価格の 5 分の 3 とする特例措置（60 億円程度／年の軽減）が設けられていますが、この特例措置を平成 28 年度以降も延長していただけるようお願いいたします。</p> <p>なお、今回の案においては、料金属出規制の一部緩和といった措置もご提案いただいておりますが、今回の対象が特殊取扱のうち郵便法上提供義務のない代金引換、配達時間帯指定等に限定されているため、その効果は限定的なものと考えます。また、一般的に、特定の事業者のみに課されている事前届出規制は、当該事業者のみが新規サービスを行おうとする際に事前に届出する義務を負うことによって先行者利益を得る機会を失い競争上不利になるような効果をもたらすため、事前届出を事後届出にすることでそのような状況を回避できる場合には、経営上も具体的なメリットが生じると考えられますが、今回の対象についてはそうした効果は期待できないので、特定信書便事業の業務範囲の拡大によって生じる損益上の影響を埋め合わせるような定量的な効果が生じるかどうかは明らかではありません。</p>	<p>2. 郵便のユニバーサルサービス維持に向けた要望に係る意見について</p> <p>郵便を含む郵政事業のユニバーサルサービスを将来にわたって安定的に確保するために必要な方策を検討することは、情報通信審議会に諮問された重要課題であり、御要望も踏まえつつ、平成 27 年 7 月目途の最終答申に向けて、引き続き、審議を進めていく予定です。なお、今回の見直し等の方向性に盛り込んでいる郵便料金の届出手続の緩和は、現行と比較して市場動向をより迅速に反映した料金設定を可能とするものであり、一定のメリットがあるものと考えています。</p> <p>また、当部会としては、総務省に対しても、御要望を踏まえて、郵便のユニバーサルサービスの維持や郵便・信書便市場全体の発展に資するような環境整備を進めることを期待しています。</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>最後に、情報通信審議会への諮問事項である郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策について、今後議論がなされるものと承知していますが、これに当たっては、今回の特定信書便の業務範囲の見直しによる弊社への影響についても十分ご配慮いただいた上で、議論がなされることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">《日本郵便株式会社》</p>	
4	<p>標記に対して、日本郵政グループおよび関連会社の社員で構成している「日本郵政グループ労働組合（JP労組）」として、全組合員の率直な意見を申し述べますので、今後取りまとめられる答申に向けた議論に適切に反映していただきますようお願いいたします。</p> <p>1. 郵便のユニバーサルサービス確保の観点</p> <p>現在の信書事業に対する規制は、国民の基本的な通信手段である信書の送達のユニバーサルサービスを確保するという点で設けられたものであり、参入事業者によるクリームスキミングを防止するために必要な内容として定められたものと認識しています。</p> <p>また、特定信書便事業の現在の業務範囲については、ユニバーサルサービスの確保に支障のない範囲において、高付加価値を有するサービス等に設定されているものと理解しています。</p> <p>健全な競争によるお客様の利便性向上を図るということは重要と認識していますが、改正郵政民営化法で義務付けられている信書の送達のユニバーサルサービスが今後とも適切に確保されることが前提であると考えており、参入事業者によるクリームスキミングの余地を与えることは、ユニバーサルサービスの確保に影響が及ぶという強い懸念を持つものであり、そのような懸念が生じないように適切な検討が行われることを要望します。</p> <p>さらに、情報通信審議会郵政政策部会は、平成25年10月から郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について、審議を諮問され、中間答申を経て審議が進められていますが、上記の観点からユニバーサルサービスの確保にどのような影響を及ぼすのか、具体的な深掘りされた議論がな</p>	<p>1. 郵便のユニバーサルサービス確保の観点に係る意見について</p> <p>我が国における信書の送達に関する制度は、ユニバーサルサービスの確保と競争促進による利用者の選択の機会の拡大の両立を図ることを基本的な考え方としており、これを実現するため、日本郵便株式会社に対してユニバーサルサービスの提供主体としての必要な規律を課す一方で、ユニバーサルサービスの提供主体ではない信書便事業者に対しては、クリームスキミングによる弊害を回避するとともに、憲法で保障された信書の秘密を保護するための必要最小限の規律を課した上で参入を認めることとしています。このうち、特定信書便事業は、クリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲内において、創意工夫を凝らした高い付加価値を有する役務を提供する事業として設けられたものであることから、業務範囲の見直しは、このことを前提として検討することが必要であると考えています。</p> <p>また、当部会では、諮問事項である郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方の双方について、これまでも審議を重ねてきていますが、特定信書便事業の業務範囲の在り方等の郵便・信書便市場の活性化方策については、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年度に検討・結論を得ると</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>されないまま、「特定信書便事業の業務範囲の見直し等の方向性」という規制緩和の方向性のみが先行的に議論されていることに強い違和感を禁じえないことから、今回の方向性に対しては明確な反対を表明します。</p> <p>ついては、以下の項目ごとに意見を申し上げます。</p> <p>(1) 1号役務及び3号役務の業務範囲の拡大</p> <p>1号役務については、郵便に課せられたユニバーサルサービスと重複しない範囲の外側の範囲において特定信書便の参入を認めるという考え方で現行の基準が法定されていますが、今回の見直し案では、これらの環境に何ら変更が生じるものではないにも関わらず、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障が生じなければ認めても差し支えないとの考え方に変更されています。</p> <p>また、特定信書便事業者は、①提供区域を限定した事業展開、②料金の設定・変更の手続き不要など、競争上のイコールフットINGが確保されないまま、1号役務及び3号役務の業務範囲を拡大するとしています。</p> <p>これら、規制緩和の方向性のみを打ち出し、ユニバーサルサービス確保への影響について具体的な根拠も示さず、郵便事業の収益に影響を及ぼす今回の業務範囲の拡大には明確な反対を表明します。</p> <p>(2) 郵便事業に与える影響</p> <p>この特定信書便事業の業務範囲の見直し等の方向性によって、1号役務の業務範囲の拡大（約385万通・約19億円）、3号役務の基準引き下げ（約822万通・約70億円）とも、郵便事業に与える収入減等が試算され、特定信書便事業者に取扱いを認めても、郵便のユニバーサルサービスの提供確保には支障を与えないとする判断も付記されていますが、売上高利益率の極めて低い郵便事業の現状をふまれば、役務の範囲のあり方や何を持って「ユニバーサルサービスの提供確保には支障を与えない」と判断できるのか不明確であり、強い問題意識を持つところです。</p> <p>これら、1号役務の業務範囲の拡大、3号役務の基準引き下げとも想定している影響額に止まらない可能性が極めて高く、郵便事業の経営改善に懸命に取り組んでいる社員の努力に水を差すものであり、改めて反対を表明します。</p>	<p>されたことを受けて諮問されたことを踏まえ、先行して審議を行っているものです。</p> <p>なお、今回の見直し等の方向性には、特定信書便事業に係る規制緩和だけでなく、郵便料金の届出手続の緩和についても盛り込んでいるところです。</p> <p>(1) 1号役務及び3号役務の業務範囲の拡大について</p> <p>今回の1号役務の範囲の拡大については、信書便法施行後11年が経過し、現行の1号役務の範囲における取扱通数・売上が一貫して増加していることや特定信書便事業者より小さいサイズの信書便物を扱うことへの具体的要望が示されているという事情を踏まえて検討を行ったものです。</p> <p>また、我が国における信書の送達に関する制度は、ユニバーサルサービスの確保と競争促進による利用者の選択の機会の拡大の両立を図ることを基本的な考え方としており、これを実現するため、日本郵便株式会社に対してユニバーサルサービスの提供主体としての必要な規律を課す一方で、ユニバーサルサービスの提供主体ではない信書便事業者に対しては、クリームスキミングによる弊害を回避するとともに、憲法で保障された信書の秘密を保護するための必要最小限の規律を課した上で参入を認めることとしています。このうち、特定信書便事業は、地域を限定した事業展開等のクリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲内において、創意工夫を凝らした高い付加価値を有する役務を提供する事業として設けられたものであることから、日本郵便株式会社と信書便事業者との間の競争条件を完全に一致させることは前提としていません。</p> <p>今回の見直し等の方向性で新たに1号役務及び3号役務</p>



番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>政府は、改正郵政民営化法の趣旨に則り、ユニバーサルサービス確保のため何らかの方策を講じる責任があり、最終答申に向けた議論と並行して、ユニバーサルサービスの確保・維持に向けた考え方を明確にさせていただくことを強く求めます。</p> <p>2. 日本郵便の現状と取り巻く課題等</p> <p>近年、EメールなどのIT化の進展により、郵便物の減少に歯止めがかからない経営環境下において、安定的な経営を確保し、郵便のユニバーサルサービス水準を維持するため、労使の懸命な努力によって、営業黒字を確保していると言っても過言ではありません。</p> <p>特に、2010年の宅配便事業統合以降、大幅な赤字を計上し、債務超過の危機を乗り越えるため、苦渋の決断として2011年の正社員の一時金を年間3.0月（2010年は年間4.3月）に引き下げ、社員の営業努力による収益の拡大および費用の削減など、一層の生産性向上に努め、一時金の早期回復に懸命な努力をしているところですが、本年も年間3.5月の低水準に止まっているのが現状です。</p> <p>郵便物数の減少が続くなどの厳しい事業環境が続くなか、日本郵便はこれまでも相当の経営努力を重ねており、今後も郵便物の減少等が推移すれば、現在のユニバーサルサービスの維持は厳しい状況になることも想定されます。</p> <p>また、今回の特定信書便事業の業務範囲の拡大によりさらに収益が悪化すれば、郵便料金の値上げなど国民・利用者の皆様に新たな追加負担をお願いすることになりかねず、ユニバーサルサービス維持の議論ばかりか、社員の労働条件にも影響を与えることになれば、モチベーションの低下は避けられないと危惧しています。</p> <p>これらの諸事情も十分にご理解をいただき、今後の検討に適切に反映していただくことを強く要望します。</p> <p>3. 海外郵便事情調査報告書（日本郵政グループ労働組合）</p> <p>J P 労組は、組合員の将来にわたる雇用の確保と上場企業に相応しい労働条件の向上のために、日本郵政グループを持続的に成長・発展させていかなければならな</p>	<p>の範囲に追加することとしている範囲は、この範囲に相当する郵便物から得られている郵便収入の割合を勘案した結果、クリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲であると判断したものであり、参入事業者がこれまで郵便では提供されていないような新たなサービスを提供することにより、新規需要が創出され、この範囲において市場全体の拡大も期待できると考えています。</p> <p>（2）郵便事業に与える影響について</p> <p>影響額の御指摘に関しては、信書便事業者の団体からは、業務範囲が拡大された場合には、これまで郵便では提供されていないような創意工夫を凝らしたサービスの開発に取り組み、新たな需要の掘り起こしに取り組んでいきたいとの考え方が表明されているところであり、このような取組を後押しすることにより、単なる郵便から特定信書便への移行ではなく、市場全体の拡大を図ることが重要であると考えています。</p> <p>また、郵便を含む郵政事業のユニバーサルサービスを将来にわたって安定的に確保するために必要な方策を検討することは、情報通信審議会に諮問された重要課題であり、平成27年7月目途の最終答申に向けて、引き続き、審議を進めていく予定です。</p> <p>2. 日本郵便の現状と取り巻く課題等に係る意見について</p> <p>御指摘の事情も踏まえつつ、平成27年7月目途の最終答申に向けて、引き続き、審議を進めていく予定です。</p> <p>3. 海外郵便事情調査報告書（日本郵政グループ労働組合）</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>いと考えています。郵政民営化後まもなく7年が経過し、株式上場を目前に控えた時期を契機として、日本より早く郵政事業が民営化され、郵便市場が自由化されている欧州（イギリス・オランダ・ベルギー）の現状、また、世界的にも有数の大きな郵便市場を抱えながら国営の郵便公社を維持している北米（アメリカ・カナダ）に郵便事情調査団の派遣を行い、その現状を把握すると同時に、各国々で行われている施策や各国関係労働組合などの取り組みから、ＪＰ労組の政策や経営等に対する提言の参考とするべく調査を行い、報告書として取りまとめたものです。</p> <p>情報通信審議会への諮問事項である郵政事業のユニバーサルサービスの確保策について、今後の議論の一助になることを期待して、ＪＰ労組の意見として添付します。</p> <p>〔注：添付された報告書の掲載は省略〕</p> <p style="text-align: center;">《日本郵政グループ労働組合》</p>	<p>について 今後の審議の参考として承ります。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今般の特定信書便事業の業務範囲見直しは、付加価値の高い特定の需要を掘り起こし、信書便市場の維持・拡大を図ろうとしている時宜を得たものであるとともに、郵便のユニバーサルサービスに影響を与えないこととも両立しており、その実現に向けて積極的に進めるべきと思料する。</li> <li>○ 1号役務の大きさの範囲拡充については、「小さい書類を大きい封筒で送付することは環境配慮が不足している」との利用者の声、さらには環境への配慮やコストダウン等による信書便市場の拡大・活性化を期待する事業者からの声を踏まえたものとして、妥当な考え方であると思料する。協会としては、郵便では提供されていないような創意工夫を凝らしたサービスの開発に取り組み、新たな需要の掘り起こしに取り組んでいきたい。</li> <li>○ 3号役務の料金基準の引下げについては、コストを無視した値引き合戦によるサービス品質低下等による利用者の不利益につながらないよう、官民挙げて一定のチェック体制を構築すべきと思料する。</li> <li>○ 信書便の業務の委託認可については、申請に手間と時間がかかるため、ビジネスチャンスを捉えきれないケースも発生しており、例えば、包括して申請できるようにするなど、手続きを簡素化できないか考慮頂きたい。</li> </ul>	<p>今回の見直し等の方向性に賛同する御意見として承ります。</p> <p>なお、今回の見直し等の方向性には、3号役務の料金の基準の引下げに当たっては、総務省において、各事業者の事業許可に係る事業計画の遵守状況のチェックを徹底するとともに、事業者団体におけるサービス品質の維持向上に向けた自主的な取組を促進することを盛り込んでいます。</p> <p>また、信書便の業務の委託に係る認可手続については、同種の業務委託を複数の者に反復継続して行う場合には、認可申請に係る添付書類を省略するなど、手続の簡素化を図ることを盛り込んでいます。</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>○ 業界による自主的な取組として、全国的な講習会・広報活動等が相当の実績を積み重ねつつある中、今回の見直しにより、標準約款の導入を始め事後規制に重点が移ること等に伴い、信書便事業の健全な発達に係る業界の取組みが一層重要になるとの考え方に賛同するとともに、信書便事業者団体の自主的な取組の制度的な後押しを積極的に進めるべきと思料する。</p> <p style="text-align: right;">《一般社団法人信書便事業者協会》</p>	
6	<p>1. 論議のあり方について</p> <p>改正郵政民営化法が成立・施行される中において日本郵政(株)および日本郵便(株)には金融と通信のユニバーサルサービスの提供が法的に義務付けられている。今回、郵政事業のユニバーサルサービスの確保の方策について諮問がなされている点については当然評価されるべきであるが、一方で、郵便・信書便事業の活性化の方策として一般信書便事業の参入要件の明確化、特定信書便事業の業務範囲のあり方についても諮問されている。特定信書便事業の業務範囲の拡大は、日本郵便(株)の営業収益の低下を招き郵便ユニバーサルサービスを維持することを困難にすることにもつながることから郵政事業のユニバーサルサービスの確保の方策についての議論と一体で検討がなされるべきである。しかし、今回、特定信書便事業の業務範囲の拡大が先行的に議論されており、議論の進め方として疑問がある。11月末予定の第2次中間答申ではパブリックコメントの集約と総括にとどめ、今後行われる郵政事業のユニバーサルサービスの確保の方策についての議論をふまえ特定信書便事業の業務範囲の拡大について判断されることをまず要望したい。</p> <p>2. 特定信書便事業の業務範囲の見直しについて</p> <p>今回の見直しの方向性に明確に反対する。</p> <p>(1) 1号役務の業務範囲の拡大</p> <p>見直しの方向性として2つ挙げられているが、「将来、必要に応じ、1号役務の範囲への追加」を検討すると明記されている。さらなる拡大が示唆されており今後郵便のユニバーサルサービスの提供確保に重大な影響を与えられ考えられる。また、これまで特定信書便の要件として4kg以上であったものが250g以上の信書便物を「将</p>	<p>1. 議論のあり方に関する意見について</p> <p>当部会では、諮問事項である郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方の双方について、これまでも審議を重ねてきていますが、特定信書便事業の業務範囲の在り方等の郵便・信書便市場の活性化方策については、「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年度に検討・結論を得るとされたことを受けて諮問されたことを踏まえ、先行して審議を行っているものです。</p> <p>なお、今回の見直し等の方向性には、特定信書便事業の業務範囲の拡大だけでなく、郵便料金の届出手続の緩和についても盛り込んでいるところです。</p> <p>2. 特定信書便事業の業務範囲の見直しに関する意見について</p> <p>特定信書便事業は、クリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲内において、創意工夫を凝らした高い付加価値を有する役務を提供する事業として設けられたものであることから、業務範囲の見直しは、このことを前提として検討することが必要であると考えています。今回の見直し等の方向性で新たに特定信書便事業の業務範囲に追加することとしている範囲は、この範囲に相当する郵便物から得ら</p>

番号	提出された意見	意見に対する考え方
	<p>来、必要に応じ1号役務の範囲への追加を検討」するとしており今後郵便のユニバーサルサービスの提供確保にさらに重大な影響を与えると考えられるため反対する。</p> <p>(2) 3号役務の業務範囲の拡大</p> <p>日本郵便(株)は、平成26年度末決算見通しではわずか110億円の純利益を計上している。料金基準が1000円超から800円超まで引き上げると「これまで郵便のみが扱っていた約70億円分の市場に新たに参入可能となる」との試算もあり、日本郵便(株)の営業収益に影響を与えること必至であり反対する。</p> <p>3. 郵便・信書便市場活性化のための規制緩和</p> <p>(1) 信書便約款等に係る認可手続きの簡素化と業界の自主的取り組みの促進</p> <p>認可の手続きを簡素化することで事業者から様々な個人請負業者などへ業務委託が加速化する。委託業者や労働者の労働条件の低下も予想できることから慎重な検討を要する。</p> <p style="text-align: right;">《郵政産業労働者ユニオン》</p>	<p>れている郵便収入の割合を勘案した結果、クリームスキミングを防止するための措置を講じなくても郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲であると判断したものです。</p> <p>将来、必要に応じ、1号役務の範囲への追加を検討する場合においても、このような観点から検討することが必要であると考えており、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に重大な影響を与える範囲にまで業務範囲を拡大することを意図するものではありません。</p> <p>3. 郵便・信書便市場活性化のための規制緩和に係る意見について</p> <p>今回の見直し等の方向性には、業務委託に係る認可手続きについて、添付書類を省略するなど、手続きの簡素化を図ることを盛り込んでいますが、受託者が委託に係る業務を行うのに適している者である旨の認可基準は引き続き維持されることから、委託業者や労働者の労働条件の低下につながるとは考えていません。</p>
7	<p>特定信書便事業の業務範囲を見直すことにより、取扱量の増加が予測できます。顧客のニーズに対応して、現在では提供されていないような、創意工夫を凝らした新商品の開発を行います。</p> <p style="text-align: right;">《佐川急便株式会社》</p>	<p>今回の見直し等の方向性に賛同する御意見として承りません。</p>